

# ○先任伍長に関する達

平成 15 年 3 月 11 日  
海上自衛隊達第 13 号

改正 平成 15 年 3 月 26 日 海上自衛隊達第 19 号〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に  
伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第 25 条による改正〕

平成 16 年 4 月 6 日 海上自衛隊達第 11 号〔エアクッション艇隊の新編等に  
伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第 17 条による改正〕

平成 17 年 2 月 28 日 海上自衛隊達第 3 号〔自衛隊呉病院の新編等に伴う関  
係海上自衛隊達の整理に関する達第 12 条による改正〕

平成 18 年 3 月 27 日 海上自衛隊達第 12 号〔第 1 次改正〕

平成 18 年 4 月 3 日 海上自衛隊達第 20 号〔第 1 海上補給隊の新編等に伴う  
関係海上自衛隊達の整理に関する達第 32 条による改正〕

平成 18 年 7 月 28 日 海上自衛隊達第 29 号〔内部部局等の改編に伴う関係海  
上自衛隊達等の整理に関する達第 21 条による改正〕

平成 20 年 3 月 26 日 海上自衛隊達第 20 号〔体制移行に伴う関係海上自衛隊  
達の整理に関する達第 27 条による改正〕

平成 21 年 7 月 31 日 海上自衛隊達第 61 号〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う  
関係海上自衛隊達の整理に関する達第 20 条による改正〕

平成 24 年 9 月 6 日 海上自衛隊達第 16 号〔第 2 次改正〕

平成 26 年 7 月 3 日 海上自衛隊達第 22 号〔第 3 次改正〕

平成 27 年 11 月 27 日 海上自衛隊達第 39 号〔海洋業務群等の改編に伴う  
関係海上自衛隊達の整理に関する達第 38 条による改正〕

平成 28 年 6 月 27 日 海上自衛隊達第 30 号〔掃海隊群等の改編に伴う関係  
海上自衛隊達の整理に関する達第 11 条による改正〕

平成 29 年 10 月 31 日 海上自衛隊達第 27 号〔音響測定隊の編制等の細部に  
関する達附則 16 項による改正〕

令和 2 年 4 月 1 日 海上自衛隊達第 16 号〔艦艇開発隊の内部組織に関する  
達附則第 9 条による改正〕

令和 2 年 9 月 30 日 海上自衛隊達第 49 号〔艦隊情報群等の新編等に伴う関  
係海上自衛隊達の整理に関する達第 30 条による改正〕

令和 4 年 3 月 16 日 海上自衛隊達第 12 号〔自衛隊大湊病院等の廃止等に  
伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第 11 条による改正〕

令和 4 年 3 月 18 日 海上自衛隊達第 15 号〔掃海隊群の改編に伴う関係海上  
自衛隊達の整理に関する達第 9 条による改正〕

令和 5 年 3 月 31 日 海上自衛隊達第 18 号〔開発隊群の改編に伴う関係海上  
自衛隊達の整理に関する達第 13 条による改正〕

令和 6 年 3 月 7 日 海上自衛隊達第 8 号〔第 11 潜水隊の新編に伴う関係  
海上自衛隊達の整理に関する達第 22 条による改正〕

先任伍長に関する達を次のように定める。

## 先任伍長に関する達

(目的)

第1条 この達は、先任伍長に関し必要な事項を定め、もって海曹士に共通する規律及び風紀の維持に係る体制の強化、部隊等の団結の強化並びに上級海曹の活動の推進を図り、精強な部隊等の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 先任伍長 部隊等の長(クルーを置く部隊に所属する自衛艦の長を除く。)及びクルー長(以下「部隊等の長」という。)により指定を受け、当該部隊等の海曹士を総括し、部隊等の長を補佐する者をいう。
- (2) 海上自衛隊先任伍長 海上幕僚監部に配置された先任伍長をいう。
- (3) 自衛艦隊等先任伍長 自衛艦隊、護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、地方隊、教育航空集団、幹部学校及び補給本部に配置された先任伍長をいい、当該部隊等の名称を冠して呼称する。
- (4) 護衛隊群等先任伍長 護衛隊群、海上訓練指導隊群、航空群、潜水隊群、掃海隊群、艦隊情報群、海洋業務・対潜支援群、開発隊群、教育航空群、練習艦隊、システム通信隊群、阪神基地隊、潜水医学実験隊、幹部候補生学校、術科学校及び横須賀病院に配置された先任伍長をいい、当該部隊等の名称を冠して呼称する。
- (5) 部隊等先任伍長 前3号に掲げる以外の部隊等(クルーを置く部隊に所属する自衛艦を除く。)及びクルーに配置された先任伍長をいい、当該部隊等及びクルーの名称を冠して呼称する。
- (6) 部隊等 海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)をいう。
- (7) 副長等 海上幕僚副長並びに部隊等(海上幕僚監部を除く。)の幕僚長、首席幕僚、副校長、副本部長、副長又はそれに準ずる者をいう。
- (8) 海曹士 海曹長以下の自衛官(幹部候補者及び幹部予定者課程に入校中の者を除く。)をいう。
- (9) 上級海曹 海曹長及び1等海曹をいう。
- (10) 服務 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第52条から第65条まで、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第39条及び第27条並びに隊員の分

限、服務等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第59号)第10条に規定する事項をいう。

(任務)

第3条 前任伍長は、部隊等の長の命を受け、次の各号に定める事項について部隊等の長を直接補佐する。

- (1) 規律及び風紀の維持をはじめとする海曹士の服務の指導
- (2) 部隊等の団結の強化
- (3) 海曹士の士気の高揚等に係る活動の推進
- (4) 前3号に係る事項についての各部隊間における情報交換等の推進
- (5) 海曹士の人事業務に関する助言

2 前項の業務は部隊等の副長等の指導監督の下に実施することを例とする。ただし、自衛艦にあっては、前項第1号の事項中、規律及び風紀の維持に係る事項については、自衛艦の艦内の編制等に関する訓令(昭和47年海上自衛隊訓令第17号。以下「自衛艦編制訓令」という。)第7条に規定する警衛士官の指導監督の下に実施することを例とする。

(配置の基準)

第4条 前任伍長は、別表に掲げる部隊等に置くことを基準とする。

(前任伍長の指定)

第5条 部隊等の長は、当該部隊等の海曹長(自衛艦にあっては、自衛艦編制訓令第8条に規定する警衛海曹に限る。)の中から、責任感、協調性、規律、実行力、知識・技能、統率・指導力及び表現力の優れた者を前任伍長として指定する。ただし、当該部隊等に海曹長が配置されていない場合には、当該部隊等の1等海曹(自衛艦にあっては、自衛艦編制訓令第8条に規定する警衛海曹に限る。)の中から適任者を指定するものとする。

(海上自衛隊前任伍長会報)

第6条 海上幕僚長は、前任伍長の活動状況の確認、要改善事項の摘出その他前任伍長制度の実施に関し必要な情報交換及び検討のため、海上自衛隊前任伍長会報を毎年1回開催させ、その実施結果について、海上幕僚副長を通じて、海上幕僚長へ報告させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、海上幕僚長が必要と認めるときには、臨時に開催させるものとする。

(細部事項)

第7条 この達に定めるもののほか、前任伍長制度の運営に必要な細部事項につい

ては、別に定める。

附 則

この達は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 15 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 [エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 16 年 4 月 8 日から施行する。

附 則 [自衛隊呉病院の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 [第 1 次改正による附則]

この達は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則 [第 1 海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則 [内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則 [体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 [自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 [第 2 次改正による附則]

この達は、平成 24 年 9 月 6 日から施行する。

附 則 [第 3 次改正による附則]

この達は、平成 26 年 7 月 3 日から施行する。

附 則 [海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 [掃海隊群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 [音響測定隊の編制等の細部に関する達の附則]

この達は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 [艦艇開発隊の内部組織に関する達の附則]

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 [開発隊群の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [第 1 1 潜水隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、令和 6 年 3 月 8 日から施行する。

附 則 [掃海隊群の改編及び海上自衛隊補給本部の改組等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。

別表(第4条関連)

先 任 伍 長		配 置 部 隊 等	
海上自衛隊先任伍長		海上幕僚監部	
自衛艦隊等先任伍長	自衛艦隊先任伍長	自衛艦隊司令部	
	護衛艦隊先任伍長	護衛艦隊司令部	
	航空集団先任伍長	航空集団司令部	
	潜水艦隊先任伍長	潜水艦隊司令部	
	地方隊先任伍長	地方総監部	
	教育航空集団先任伍長	教育航空集団司令部	
	幹部学校先任伍長	海上自衛隊幹部学校	
	補給本部先任伍長	海上自衛隊補給本部	
護衛隊群等先任伍長	護衛隊群先任伍長	護衛隊群司令部	
	海上訓練指導隊群先任伍長	海上訓練指導隊群司令部	
	航空群先任伍長	航空群司令部	
	潜水隊群先任伍長	潜水隊群司令部	
	掃海隊群先任伍長	掃海隊群司令部	
	艦隊情報群先任伍長	艦隊情報群司令部	
	海洋業務・対潜支援群先任伍長	海洋業務・対潜支援群司令部	
	開発隊群先任伍長	開発隊群司令部	
	教育航空群先任伍長	教育航空群司令部	
	練習艦隊先任伍長	練習艦隊司令部	
	システム通信隊群先任伍長	システム通信隊群司令部	
	阪神基地隊先任伍長	阪神基地隊	
	潜水医学実験隊先任伍長	海上自衛隊潜水医学実験隊	
	幹部候補生学校先任伍長	海上自衛隊幹部候補生学校	
	術科学校先任伍長	海上自衛隊第1、第2、第3、第4術科学校	
横須賀病院先任伍長	自衛隊横須賀病院		
部 隊 等 先 任 伍 長		護衛艦隊	護衛隊の自衛艦
			第15護衛隊
			海上訓練指導隊
			水上戦術開発指導隊
			海上補給隊
			海上補給隊の自衛艦
			海上訓練支援隊の自衛艦

	自衛隊	航空集団	航空隊(航空分遣隊を含む。)
			整備補給隊
			標的機整備隊
			航空基地隊
			航空修理隊
			航空管制隊
			機動施設隊
	艦隊	潜水艦隊	潜水隊群直轄の自衛艦
			潜水隊の自衛艦
			潜水艦基地隊
			潜水艦教育訓練隊(潜水艦教育訓練分遣隊を含む。)
	掃海隊群	掃海隊の自衛艦	
		輸送隊	
		輸送隊の自衛艦(エアクッション艇を除く。)	
		水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊	
	艦隊情報群	作戦情報隊	
		電磁情報隊	
	海洋業務・対潜支援群	対潜資料隊	
		対潜評価隊	
		海洋観測所	
		鹿児島音響測定所	
		海洋観測隊の自衛艦	
		音響測定隊のクルー	
		直轄の自衛艦	
	開発隊群	海上システム開発隊	
		技術評価開発隊	
		技術評価開発隊の自衛艦	
		航空プログラム開発隊	
	特別警備隊		
	掃海隊(基地隊の掃海隊を含む。 )の自衛艦		

地 方 隊	基地隊(阪神基地隊を除く。)	
	基地隊の警備所(松前及び竜飛警備所に限る。)	
	教育隊	
	警備隊	
	警備隊(基地分遣隊を含む。 )の自衛艦(ミサイル艇を除く。)	
	警備隊の基地分遣隊	
	防備隊	
	防備隊の警備所	
	ミサイル艇隊	
	弾薬整備補給所	
	造修補給所	
	基地業務隊(基地業務分遣隊を含む。 )	
	衛生隊	
	音楽隊	
	父島基地分遣隊	
	稚内基地分遣隊	
	直轄の自衛艦	
	教育	教育航空隊
	航空	整備補給隊
	集団	航空基地隊
練 習 艦 隊	直轄の自衛艦	
	練習隊	
	練習隊の自衛艦	
シス テム 通信 隊群	システム通信隊(システム通信分遣隊を含む。)	
	移動通信隊	
	保全監査隊	
海上自衛隊警務隊		
東京音楽隊		
海上自衛隊東京業務隊		
海上自衛隊艦船補給処		
海上自衛隊航空補給処		
海上自衛隊航空補給処下総支処		
自衛隊呉病院		